



社会保険労務士法人 ルーチェ

■名古屋事務所 名古屋市中区丸の内2-15-12-2
ザ・テラス丸の内 903
info@sr-luce.jp 052-211-5185
■金沢事務所 金沢市長町1-4-45

花粉症対策として企業ができることを考える

◆今年も花粉症シーズンが到来

3月に入ってスギ花粉の飛散がピークを迎えるなど、花粉症シーズン真っただ中です。スギ花粉は2月～4月頃に飛散し、2025年の飛散量は2024年よりも増える見込みとなっています。社内でも、くしゃみや鼻水、目のかゆみといった花粉症の症状に悩まされている社員は多いのではないのでしょうか。

◆国による取組み

環境省・厚生労働省が作成しているパンフレットでは、花粉を避けるために、顔にフィットするマスク、メガネの装着、花粉飛散の多い時間帯（昼前後と夕方）の外出を避けること、外出を避けるためのテレワークの活用検討を呼びかけています。

政府は、労働生産性の低下にも影響する花粉症予防のための対策として、花粉曝露を軽減する柔軟な働き方等、企業等による従業員の花粉曝露対策を推進する仕組みの整備に取り組んでおり、国民病ともいわれる花粉症への対策は企業としても関心を持ちたいテーマとなっています。

◆企業ができること

経済産業省「健康投資ワーキンググループ」の資料で示された令和5年度の健康経営度調査回答結果によれば、職場における花粉症対策への支援として、「空気清浄機の設置」、「対症療法（服薬など）に対する補助・支援（通院や薬の購入への補助等）」、「花粉症に関するセミナー等教育の実施（薬の飲み方、副作用への理解等）」、「花粉症に合わせた柔軟な働き方（花粉飛散量が多い日の在宅勤務を推奨する等）」が挙げられています。

大規模法人で実施されている例が多いですが、自社において実施可能な対策を検討していくことで社員満足度の向上にもつながることが期待されます。

【環境省・厚生労働省パンフレット「花粉症対策 スギ花粉症について日常生活でできること」】

<https://www.env.go.jp/content/000194676.pdf>

「マイナ免許証」がはじまります

◆マイナンバーカードと運転免許証が一体化

2025年3月24日から、マイナンバーカードと運転免許証および運転経歴証明書の一体化が開始されます。

一体化の手続きができる施設は、一体化のみを行うのか免許更新と併せて行うかなどにより異なります。予約方法も手続内容により異なりますので、警視庁ホームページなどで確認しましょう。

◆一体化後の保有形態

運転免許証のみを保有、今の運転免許証を返納してマイナ免許証のみを保有、マイナ免許証と運転免許証の2枚を保有、のいずれも可能です。

ただしマイナ免許証のみの場合は、国外運転免許証を申請する際に、渡航先の国により従来の運転免許証が必要になる場合があります。

◆マイナ免許証のメリット

マイナ免許証を保有している人が必要な手続きを行うと、更新の際に受講する講習をオンラインで受講でき、更新にかかる時間も短縮されます。

更新手数料は、運転免許証のみは2,850円、マイナ免許証のみは2,100円、2枚所持は2,950円です。講習手数料は、会場受講の場合、優良500円、一般800円に対し、オンライン受講は200円です。

また、マイナ免許証のみを保有している人が必要な手続きを行うと、本籍・住所・氏名および生年月日に変更が生じた場合でも、警察への届出は不要となります。

◆注意事項

マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上は10年、18歳未満は5年とされていますが、マイナ免許証の有効期間は異なります。この有効期間はマイナンバーカードの券面には表記されず、マイナポータル等で確認するため、失効に注意が必要です。

【警視庁「マイナンバーカードと運転免許証の一体化について」】

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/oshirase/individual_number.html#cmsEAC08

4月から教育訓練を受けると基本手当の給付制限が解除されます

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待期間満了後1～3か月間は基本手当を支給されません（「給付制限」といいます）。

令和7年4月以降にリ・スキリングのために教育訓練等を受けた（受けている）場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

◆給付制限が解除され基本手当を受給できる方

次のいずれかの教育訓練等（令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限る）を離職日前1年以内に受け
た方（途中退校は該当しません）または離職日以後に受けている方

- ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- ② 公共職業訓練等
- ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練
- ④ ①～③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練

◆給付制限解除のイメージ

離職前1年以内に教育訓練等を受けたことがある場合は、待期間満了後から給付制限が解除されます。離職日以後に教育訓練を受ける場合は、受講開始日以降給付制限を受けないことになります。

◆教育訓練等を受けた（受けている）場合の申し出

受講開始以降、受給資格決定日や受給資格決定後の初回認定日（初回認定日以降に受講を開始した場合は、その受講開始日の直後の認定日）までに申し出る必要があります。

給付制限期間が2か月以上で、初回認定日以降かつ給付制限期間中に教育訓練等の受講を開始する場合には、申し出の期限に注意が必要です。

- ① 「初回認定日」以降かつ「認定日の相当日」前である場合は、受講開始日直後の「失業認定日に相当する日」までに申し出をする必要があります。
- ② 「認定日の相当日」以降かつ「給付制限期間満了後の失業認定日」前である場合は、「給付制限期間満了後の失業認定日」までに申し出をする必要があります。

【厚生労働省「令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001428133.pdf>

～弁護士法人クオリティ・ワン通信～

「リモートワークにおける、労働関連法令上の留意点」

1. はじめに

リモートワークの普及は、現代の労働環境に大きな変革をもたらしました。
しかし、その柔軟性の一方で、労働関連法令に基づいた適切な対応が欠かせません。
特に労働時間の管理と就業規則等の整備は重要なポイントです。

2. 労働時間の適正管理

リモートワークの現場では、労働時間の管理や長時間労働の抑制が難しい場合があります。
そのため、例えば以下の対策を講じることが考えられます。

(1) 勤怠管理ツールの導入

インターネットを活用した勤怠管理ツールの導入は、労働時間を適正に記録するうえで有用です。
これにより、労働時間の開始・終了、休憩時間を詳細に記録できるだけでなく、場所を問わない勤怠の把握が可能となります。

(2) 柔軟な労働環境の確保

フレックスタイム制度を導入し、従業員が柔軟に業務を行う環境の整備が検討できます。
また、コアタイムを指定し、働くべき最低時間を設定して、一定の労働時間を確保することも有用です。

(3) 定期的なコミュニケーションの機会やストレスチェック等の実施

過重労働による健康問題を未然に防ぐため、定期的に声掛けをする他、ストレスチェック等を実施し、
体調不良や精神的ストレスが、長時間労働に起因していないか確認しましょう。

3. 労働契約と就業規則の見直し

リモートワーク環境では、従来の労働契約や就業規則が実情に合わない場合があります。
そのため、必要に応じて、主に以下の点について見直してみましょう。

(1) 就業場所の明確化

リモートワークを採用するにあたっては、労働者の勤務場所を契約上で明確に定義する必要があります。
「自宅」、「サテライトオフィス」など、適用される場所を具体的に示しましょう。

(2) 費用負担の規定

リモートワークに伴う通信費や消耗品費等の費用負担について明文化します。

企業側、従業員側どちらが負担するのか、またその範囲や額について、契約内であらかじめ取り決めておく必要があります。

(3) 安全衛生と労働災害対応

自宅の業務であっても、業務中に発生した事故は労働災害の対象となり得ます。安全な業務環境の基準を定め、必要に応じて備品を貸与するなどの配慮を行い、災害発生時の報告手順を確立します。

4 まとめ

働き方の多様化が実現する中で、労働時間や契約関連の適切な管理は、従業員を法的かつ健康的にサポートするための基盤となります。

MonthlyLetter・ルーチエ 編集後記

今月より新年度が始まりますね。一番年下のいところが、4月から大学生になります。私にとっては、いとこ達は小学生の年代で時が止まっており、お出かけしたりゲームをして遊んだりしていたのがつい最近のことのように思えて不思議な感覚です。ひとり暮らしを始めるそうなので、いとこのお姉ちゃんとして出来ることは何でもやってあげたいなと思っています！

★社会保険料、雇用保険料の改定がありますので、給与計算をされる際はご注意ください。
ご不明点等ございましたら弊社あてにお気軽にご相談ください。

2025年3月分～：健康保険料・介護保険料の変更

2025年4月分～：雇用保険料の変更

山下